鹿児島県公報

平成29年10月20日（金）第3359号

鹿児島県

発　行　鹿　児　島　県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番１号
編　集　総務部学事法制課
定例発行日（毎週火，金）

目　　次

（※については例規集登載事項）

ページ

告　　示

○保安林の指定予定　（森づくり推進課取扱い）１
○生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止（３件）　（社会福祉課取扱い）２
○生活保護法等に基づく医療機関等の指定（２件）　（社会福祉課取扱い）３
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止　（介護福祉課取扱い）４
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定　（介護福祉課取扱い）４
○介護保険法に基づく介護老人保健施設の開設の許可　（介護福祉課取扱い）４
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止　（介護福祉課取扱い）４
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定　（介護福祉課取扱い）５
○漁船保険付保義務発生　（水産振興課取扱い）５
○家畜伝染病の発生　（畜産課取扱い）５
○県営土地改良事業の計画の決定　（農地整備課取扱い）５
○海岸保全区域の指定の廃止　（農地整備課取扱い）６
○公共測量の実施　（監理課取扱い）６
○平成29年度自衛官の募集　（危機管理防災課取扱い）６
○道路の位置指定　（北薩地域振興局取扱い）６

公　　告

○一般競争入札公告　（生活衛生課取扱い）７
○落札者等の公告（５件）　（管財課取扱い）９
（県立武岡台養護学校取扱い）10
（県立鹿児島養護学校取扱い）11
（県立桜丘養護学校取扱い）11

公安委員会規則

○鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則（※）
（警務課取扱い）12

告　　示

鹿児島県告示第1012号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の２第２項の規定により，次のとおり保安林として指定する予定である。

平成29年10月20日

鹿児島県知事　　三反園訓

１　保安林予定森林の所在場所
　霧島市国分重久字茅落1457番１
２　指定の目的
　干害の防備
３　指定施業要件
　⑴　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は，定めない。
イ　主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ　間伐に係る森林は，次のとおりとする。
⑵　立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1013号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の２（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により，指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成29年10月20日

鹿児島県知事　　三反園訓

名　　称	所　在　地	廃止年月日
Ｄ・ＭＬ五万石薬局	出水市五万石町801	平成29年６月30日
とまと薬局	いちき串木野市春日町55番地	平成29年８月７日
いとう歯科医院	姶良市加治木町木田57－１	平成29年８月５日
健美堂薬局中央店	霧島市国分中央一丁目25－17	平成29年７月31日
かもめ薬局	西之表市鴨女町95番地	平成29年８月31日

鹿児島県告示第1014号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の２第４項において準用する同法第50条の２（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により，指定介護機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成29年10月20日

鹿児島県知事　　三反園訓

事業者		事業所		廃止年月日	サービスの種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
株式会社とまとステーション	鹿児島市小松原二丁目11番７号	とまと薬局	いちき串木野市春日町55番地	平成29年８月７日	居宅療養管理指導，介護予防居宅療養管理指導
健康ステーション株式会社	大阪市中央区内本町二丁目４番５号	リハプライド霧島国分	霧島市国分姫城3080－１	平成29年８月31日	通所介護，介護予防通所介護
医療法人春成会	霧島市国分中央三丁目19番15号	訪問看護ステーションアメニティ国分	霧島市国分重久361番地１	平成29年11月６日	介護予防訪問看護

鹿児島県告示第1015号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第２項において準用する同法第50条の２（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支

援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により，指定施術機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成29年10月20日

鹿児島県知事　　三反園訓

氏　　名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日	施術の種類
鬼ヶ原信男	からだ元気治療院鹿屋店 鹿屋市下祓川町2045－５エピテラス01号	平成29年７月31日	はり，きゅう
濱屋敷哲太郎	整骨院無双伊集院 日置市伊集院町下谷口1806番１－２	平成29年８月１日	柔道整復
濱屋敷哲太郎	げんき整骨院 姶良市加治木町木田57番１号	平成29年８月１日	柔道整復

鹿児島県告示第1016号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により，次のとおり指定医療機関として指定した。

平成29年10月20日

鹿児島県知事　　三反園訓

名　　称	所　在　地	指定年月日
尾形歯科医院	薩摩郡さつま町宮之城屋地1462－１	平成29年７月１日
ティワイ薬局	鹿屋市川西町4474番地２	平成29年７月１日
ライフ薬局田代店	肝属郡錦江町田代川原433－３	平成29年７月１日
かわひら歯科クリニック	霧島市隼人町姫城1089－１	平成29年７月１日
五万石薬局	出水市五万石町801	平成29年７月１日
みらい薬局本店	霧島市国分中央一丁目25－17	平成29年８月１日
とまと薬局串木野店	いちき串木野市元町153番	平成29年８月７日
あさみ調剤薬局小みかん薬局店	垂水市南松原町10番地	平成29年９月１日
すみれ薬局	日置市伊集院町郡二丁目66番	平成29年９月１日
蒲生薬局まちかみ支店	姶良市蒲生町上久徳2538番地	平成29年８月23日

鹿児島県告示第1017号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第１項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）第14条第４項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により，次のとおり指定施術機関として指定した。

平成29年10月20日

鹿児島県知事　　三反園訓

氏　　名	施術所の名称及び所在地	指定年月日	施術の種類
椿文洋	Ｐｈｙｓｉｃａｌ　Ｓｔｕｄｉｏ　ＨＡｒｔ． 姶良市西餅田3554－４	平成29年６月16日	柔道整復
平城祐弥	株式会社フレアスフレアス在宅マッサージ霧島 霧島市溝辺町崎森2980－１ベルアンジュ102	平成29年６月21日	あん摩マッサージ指圧
鬼ヶ原信男	おにがはら治療院 鹿屋市打馬一丁目18番36号	平成29年８月１日	はり，きゅう
窪田崇秀	林・窪田マッサージ指圧整骨院	平成29年	柔道整復

	曽於郡大崎町假宿1069－４	８月３日	
清川義郎	清川整骨院 枕崎市千代田町11－１	平成29年 ８月21日	柔道整復

鹿児島県告示第1018号

介護保険法（平成９年法律第123号）第75条の規定により，指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成29年10月20日

鹿児島県知事　　三反園訓

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問看護ステーションアメニティ国分	霧島市国分重久361番地１	医療法人春成会	霧島市国分中央三丁目19番15号	加倉　瑞子	平成29年11月６日	訪問看護

鹿児島県告示第1019号

介護保険法（平成９年法律第123号）第41条第１項本文の規定により，次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成29年10月20日

鹿児島県知事　　三反園訓

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ケアステーションおはな	日置市伊集院町妙円寺二丁目63番地２	合同会社おはな	日置市伊集院町妙円寺二丁目69番地１	今別府秀美	平成29年10月１日	訪問介護
リハテラス国分	霧島市国分新町一丁目29番42号	株式会社てらす	霧島市国分新町二丁目15番７号	中島　竜作	平成29年10月１日	通所介護

鹿児島県告示第1020号

介護保険法（平成９年法律第123号）第94条第１項の規定により，次のとおり介護老人保健施設の開設を許可した。

平成29年10月20日

鹿児島県知事　　三反園訓

施設		介護老人保健施設の開設者			許可年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
指宿温泉ケアサポート	指宿市西方1050番地	医療法人聖仁会	指宿市西方1050番地	牧角　浩史	平成29年10月１日	介護保健施設サービス

鹿児島県告示第1021号

介護保険法（平成９年法律第123号）第115条の５の規定により，指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成29年10月20日

鹿児島県知事　　三反園訓

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		

オリナスデイサービス有屋	奄美市名瀬有屋４－３	株式会社オリナスケアサービス	奄美市笠利町須野506番地２	深田　太郎	平成29年９月30日	介護予防通所介護
訪問看護ステーションアメニティ国分	霧島市国分重久361番地１	医療法人春成会	霧島市国分中央三丁目19番15号	加倉　瑞子	平成29年11月６日	介護予防訪問看護

鹿児島県告示第1022号

介護保険法（平成９年法律第123号）第53条第１項本文の規定により，次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成29年10月20日

鹿児島県知事　　三反園訓

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ケアステーションおはな	日置市伊集院町妙円寺二丁目63番地２	合同会社おはな	日置市伊集院町妙円寺二丁目69番地１	今別府秀美	平成29年10月１日	介護予防訪問介護
オリナスデイサービス	奄美市名瀬有屋町４番３号	有限会社わんわんネット	奄美市名瀬永田町４番15号	中里　浩然	平成29年10月１日	介護予防通所介護

鹿児島県告示第1023号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の２第２項の規定による届出を審査した結果，岸良加入区について，同法第112条第１項の規定による同意があったものと認める。

平成29年10月20日

鹿児島県知事　　三反園訓

鹿児島県告示第1024号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第１項の規定により，次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成29年10月20日

鹿児島県知事　　三反園訓

家畜伝染病の種類　ヨーネ病（牛）
家畜の種類　牛

患畜及び疑似患畜の区分	発生頭数	発生の場所	発生年月日
患畜	２	大島郡与論町	平成29年10月６日

鹿児島県告示第1025号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定により，土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）（農業用用排水施設整備，区画整理及び農道整備）第一鹿屋地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成29年10月20日

鹿児島県知事　　三反園訓

１　縦覧書類の名称
　土地改良事業計画書の写し
２　縦覧期間
　平成29年10月23日から同年11月20日まで
３　縦覧場所
　鹿屋市役所農地整備課

鹿児島県告示第1026号

昭和34年12月２日鹿児島県告示第843の２号で指定した脇本地区海岸保全区域を，海岸法（昭和31年法律第101号）第３条第１項の規定により廃止する。

平成29年10月20日

鹿児島県知事　　三反園訓

鹿児島県告示第1027号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第１項の規定により，国土交通省九州地方整備局鹿児島国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年10月20日

鹿児島県知事　　三反園訓

１　作業の種類　公共測量（基準点測量）
２　作業の期間　平成29年10月３日から同年11月30日まで
３　作業の地域　出水市下知識町，福ノ江町，平和町，浦田町，高尾野町下水流及び高尾野町上水流

鹿児島県告示第1028号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条，第117条第１項及び第118条の規定により，平成29年度第４次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

平成29年10月20日

鹿児島県知事　　三反園訓

１　募集種目
　自衛官候補生（男子）
２　募集期間
　平成29年10月23日から同年11月27日まで
３　試験期日
　平成29年12月８日から同月９日まで
４　応募年齢
　採用予定月の１日現在において18歳以上27歳未満の者
５　試験場の位置及び名称

試験場の位置	試験場の名称
奄美市名瀬永田町17番３号	鹿児島県大島支庁及び委託病院
霧島市国分福島二丁目４番14号	陸上自衛隊国分駐屯地

６　応募手続
　応募しようとする者は，志願票に所定の事項を記入の上，住所地を管轄する市町村長に提出すること。
　なお，志願票は，各市町村において交付する。

北薩地域振興局告示第11号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第１項第５号の規定により，次のとおり道路の位置を指定した。

平成29年10月20日

北薩地域振興局長　　中堂薗哲郎

指定の年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	指定道路		
		位置	延長（メートル）	幅員（メートル）
平成29年10月３日	出水市下知識町107番地 有限会社パインヒ	出水市下鯖町816番４	53.63	5.22～6.12

	ル不動産 代表取締役 松岡信幸			

公　　告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第１項の規定により，物品等の借入について，次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成29年10月20日

鹿児島県知事　　三反園訓

１　入札に付する事項

⑴　借入をする物品等の名称及び数量

と畜・食鳥検査管理システムに係る機器等の賃貸借　一式

⑵　借入をする物品等の特質等

入札説明書による。

⑶　納入期限

平成30年１月31日

⑷　納入場所

入札説明書による。

⑸　借入期間

平成30年２月１日から平成35年１月31日まで

なお，契約は，地方自治法第234条の３及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから，契約書に「翌年度以降において，歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は，当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。

２　入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

⑴　役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第７条第３項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって，当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

⑵　入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第５条各号のいずれにも該当しない者であること。

⑶　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

⑷　鹿児島県内に本社又は事業所等の拠点を有し，その拠点において，情報関連機器の保守等の業務を実施している又は実施できる者と協業する者

⑸　自治体等における情報関連機器の導入，設置及びネットワーク構築等の実績を有している者であり，かつ，１契約で100台以上の情報関連機器の導入，設置をした実績があること。

⑹　導入しようとするシステム等の機能等証明書を提出し，審査の結果，当該システム導入を納入することができると認められた者であること。

３　入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法，時期，場所等

入札に参加しようとする者で２の⑴に該当しないものは，次に掲げるところにより，資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け，入札参加資格を得なければならない。

⑴　申請の方法

資格審査要綱第４条第１項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して，直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特

定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

⑵　申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県保健福祉部生活衛生課乳肉衛生係

鹿児島市鴨池新町10番１号　郵便番号　890－8577

電話番号　099－286－2788

ファックス番号　099－286－5562

⑶　申請書類の受付期間

平成29年10月20日から同年11月９日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前８時30分から午後５時までとする。

なお，受付期間の終了後も随時受け付けるが，この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

４　入札の方法等

⑴　入札書の記載

落札決定に当たっては，入札書に記載された金額に当該金額の100分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので，入札に参加する者は，消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず，見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

⑵　入札書の提出場所

鹿児島県保健福祉部生活衛生課乳肉衛生係

鹿児島市鴨池新町10番１号　郵便番号　890－8577

⑶　入札書の提出方法

⑵の提出場所に持参し，又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は，配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

⑷　入札書の提出期限

平成29年11月29日午後５時（郵便又は信書便により送付する場合は，同期限までに必着のこと。）

⑸　開札の日時及び場所

ア　日時　平成29年11月30日午前９時30分

イ　場所　鹿児島県庁（行政庁舎８階）管財課入札室

⑹　入札説明書

ア　入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は，入札説明書による。

イ　入札説明書の交付場所及び交付期限

⑵及び⑷に同じ。

５　契約条項を示す場所及び期限

４の⑵及び⑷に同じ。

６　入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

７　入札保証金及び契約保証金

⑴　入札保証金

見積もる契約金額の100分の５以上の金額を，入札説明書に定める方法により，入札書の提出期限までに納付すること。ただし，入札に参加しようとする者が，入札保証金以上の金額につき，保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し，当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは，入札保証金の納付が免除される。

なお，入札保証金は，入札終了後還付する。ただし，落札者には，契約締結後還付する。

⑵　契約保証金

契約担当者が指定する日時までに，契約金額の100分の10以上の金額を，入札説明書に定める方法により納付すること。ただし，契約の相手方が，契約保証金以上の金額につき，

保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し，当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは，契約保証金の納付が免除される。

なお，契約保証金は，契約履行後還付する。

８　入札の無効

次の⑴から⑻までのいずれかに該当する入札は，無効とする。

⑴　入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

⑵　２以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札

⑶　入札金額が加除訂正されている入札書による入札

⑷　入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札

⑸　記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札

⑹　民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札

⑺　入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札

⑻　その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

９　落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10　最低制限価格

設定しない。

11　契約書案の提出

落札者は，落札決定通知を受けた日から５日以内に，記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12　入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県保健福祉部生活衛生課乳肉衛生係

鹿児島市鴨池新町10番１号　郵便番号　890－8577

電話番号　099－286－2788

ファックス番号　099－286－5562

13　その他

この調達は，世界貿易機関（ＷＴＯ）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14　SUMMARY

⑴　NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:
Lease Contract of Meat and Poultry Inspection Management Systems,1SET

⑵　DELIVERY PERIOD:
31 January 2018

⑶　DELIVERY PLACE:
Specified in the bid explanation form

⑷　TIME LIMIT FOR TENDER:
5:00 p.m. 29 November 2017

⑸　CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Environmental Health Division
Health and Social Welfare Department
Kagoshima Prefectural Government
10－1 Kamoikeshinmachi,Kagoshima City,Kagoshima Prefecture 890－8577 Japan
TEL 099－286－2788
FAX 099－286－5562

……

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成29年10月20日

鹿児島県知事　　三反園訓

1　落札に係る物品等の名称及び数量
大気モニタ及びヨウ素サンプラ　一式
2　特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番１号
3　落札者を決定した日
平成29年８月21日
4　落札者の氏名及び住所
富士電機株式会社九州支社
福岡市博多区店屋町５番18号
5　落札金額
104,760,000円
6　特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
7　一般競争入札の公告を行った日
平成29年７月11日

……

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成29年10月20日

鹿児島県立武岡台養護学校長　　中村良一

1　落札に係る特定役務の名称及び数量
陸上運送サービス（鹿児島県立武岡台養護学校通学バス運行業務）　一式
2　特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県立武岡台養護学校
鹿児島市小野町2760番地
3　落札者を決定した日
平成29年９月26日
4　落札者の氏名及び住所並びに落札金額
⑴　株式会社アーベル
鹿児島市石谷町88番１
26,179,200円（１号車　春山・皇徳寺線）
⑵　南九州観光バス有限会社
鹿児島市中山町1042番地１
29,435,400円（２号車　谷山線）
⑶　鹿児島交通株式会社
鹿児島市山下町９番５号
30,024,000円（３号車　真砂・南鹿児島線）
⑷　九州みやび観光株式会社
鹿児島市石谷町1279－６
25,920,000円（４号車　吉野・春山線）
⑸　鹿児島中央観光バス株式会社
鹿児島市小山田町7276番地９
30,240,000円（５号車　伊敷線）
5　特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
6　一般競争入札の公告を行った日
平成29年８月15日

……

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成29年10月20日

鹿児島県立鹿児島養護学校長　　釘田雅司

1　落札に係る特定役務の名称及び数量
　陸上運送サービス（鹿児島県立鹿児島養護学校通学バス運行業務）　一式
2　特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
　鹿児島県立鹿児島養護学校
　鹿児島市吉野一丁目42番１号
3　落札者を決定した日
　平成29年９月25日
4　落札者の氏名及び住所
　南国交通株式会社
　鹿児島市中央町18番地１
5　落札金額
　28,620,000円（３号車・伊敷線）
6　特定調達契約の相手方を決定した手続
　一般競争入札
7　一般競争入札の公告を行った日
　平成29年８月15日

……

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成29年10月20日

鹿児島県立鹿児島養護学校長　　釘田雅司

1　随意契約に係る特定役務の名称及び数量
　陸上運送サービス（鹿児島県立鹿児島養護学校通学バス運行業務）　一式
2　特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
　鹿児島県立鹿児島養護学校
　鹿児島市吉野一丁目42番１号
3　随意契約の相手方を決定した日
　平成29年９月25日
4　随意契約の相手方の氏名及び住所
　南国交通株式会社
　鹿児島市中央町18番地１
5　随意契約に係る契約金額
　30,672,000円（１号車・鴨池線）
　24,300,000円（２号車・甲南線）
　24,408,000円（４号車・丸岡線）
6　特定調達契約の相手方を決定した手続
　随意契約
7　随意契約によることとした理由
　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の２第１項第８号該当

……

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成29年10月20日

鹿児島県立桜丘養護学校長　　岩本伸一

1　落札に係る特定役務の名称及び数量

陸上運送サービス（鹿児島県立桜丘養護学校通学バス運行業務）　一式

２　特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県立桜丘養護学校
鹿児島市桜ヶ丘六丁目12番

３　落札者を決定した日
平成29年９月27日

４　落札者の氏名及び住所
南九州観光バス有限会社
鹿児島市中山町1042番地１

５　落札金額
25,515,000円（坂之上線）
25,547,400円（慈眼寺線）

６　特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

７　一般競争入札の公告を行った日
平成29年８月15日

公安委員会規則

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年10月20日

鹿児島県公安委員会委員長　　豊島忍

鹿児島県公安委員会規則第26号

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

鹿児島県地方警察職員の特殊勤務手当支給規則（昭和59年鹿児島県公安委員会規則第９号）の一部を次のように改正する。

第12条第２項中「280円」を「340円」に改める。

附　則

この規則は，平成29年11月１日から施行する。